

令和4年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和4年11月30日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明

出席議員（19名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |
| 7 番 | 永 井 孝 佳 | 8 番 | 井 田 孝 |
| 9 番 | 島 田 恒 | 11 番 | 遠 藤 保 明 |

12番 林 晴 道
14番 飯 嶋 正 利
16番 伊 藤 房 代
18番 景 山 岩三郎
20番 松 木 源太郎

13番 宮 内 保
15番 宮 澤 芳 雄
17番 向 後 悦 世
19番 木 内 欽 市

欠席議員（1名）

10番 片 桐 文 夫

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
市民生活課長	向 後 利 胤	環 境 課 長	高 根 浩 司
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	上下水道課長	多 田 一 徳
教育総務課長	向 後 稔	体育振興課長	金 杉 高 春

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより令和4年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

14番、飯嶋正利議員、15番、宮澤芳雄議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は本日から12月19日までの20日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月19日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第21号までの21議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第21号までの21議案を一括上程いたします。

議案第 １号 令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 旭市個人情報保護法施行条例の制定について

議案第 ３号 旭市個人情報保護審議会条例の制定について

議案第 ４号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第 5 号 旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 旭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 18 号 工事請負契約の変更について（旭市立第二中学校特別教室棟大規模改造工事）

議案第 19 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第 20 号 指定管理者の指定について（社会体育施設 12 施設）

議案第 21 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和4年旭市議会第4回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ2億300万円を追加し、予算の総額を320億1,100万円とするものであります。

議案第2号は、旭市個人情報保護法施行条例の制定について、議案第3号は、旭市個人情報保護審議会条例の制定についてでありまして、いずれも個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に法が直接適用されることになったことに伴い、現行条例を廃止し、新たに法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第4号は、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号は、旭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号は、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるほか、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改定に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定と、職員の定年引上げに伴い所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員の給料及び期末手当の支給率を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立干潟保育所を民営化することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、職員の定年引上げに伴い現行の再任用制度を廃止するものであります。

議案第18号は、工事請負契約の変更についてでありまして、現在施工中の旭市立第二中学校特別教室棟大規模改造工事に、アルミサッシ劣化補修工事等を追加するための契約変更について議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有自動車による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、指定管理者の指定についてでありまして、旭市社会体育施設の指定管理者を指定するに当たり議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和5年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。私は佐藤一則氏が適任であると考え、提案するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、2回目接種を完了した12歳以上の方を対象に、オミクロン株に対応したワクチンの追加接種を10月から開始いたしました。これまでの2年間は年末年始に感染が拡大したことから、国では年末までに接種するよう推奨しており、本市では、希望される方が速やかに接種できるよう、現在1日1,000人規模の接種体制を整え、総合体育館での集団接種を実施しております。

また、例年この時期に流行する季節性インフルエンザとの同時流行に備え、昨年度同様、

インフルエンザ予防接種費用の助成対象を、重症化リスクの高い方や小児、妊婦等に拡大して対策を講じてまいります。

次に、各種支援策について申し上げます。

コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を受けている市民の経済的及び精神的な負担を軽減するため、1世帯につき1万円と、世帯主以外の世帯員1人につき5,000円を給付する旭市物価高騰対策臨時特別給付金については、10月12日に市内の2万6,955世帯に申請書を郵送いたしました。11月28日現在2万4,164件、4億1,317万円を給付し、給付率は89.65%となっております。

また、先の臨時会で可決いただきました中小企業者や農水産業者、福祉事業所、介護事業所、医療機関などの市内事業者を対象とした支援金給付事業については、12月1日から受付を開始できるよう現在準備を進めているところです。今後も各種支援金等の十分な周知を図るとともに、迅速な給付事務に努めてまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

農業の担い手確保については、市内での新規就農につなげるため、10月23日に東京国際フォーラムで開催された就農相談会「新・農業人フェア」にブースを出展いたしました。当日は29件の相談があり、市のPRや新規就農者への支援制度等を案内いたしました。相談者に対しては、今後就農に関する情報提供等のフォローアップを行い、農業労働力の確保や移住者の増加につなげていきたいと考えております。

畜産においては、県内において高病原性鳥インフルエンザや他県において豚熱（CSF）の感染が確認されております。市内での発生を防ぐため、引き続き各農場における防疫体制の徹底を働きかけてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

スターライトファンタジーについては、12月1日から来年1月14日まで海上公民館周辺を会場に開催し、12月17日にはステージショーなどのイベントを3年ぶりに実施いたします。同じく、本年で4回目となる飯岡灯台のライトアップについても、12月1日から来年2月28日まで実施いたします。

また、コロナ禍で停滞した観光業の振興策として、市内の宿泊施設に観光目的で宿泊される方に対し1人1泊2,000円を助成する、「冬の旭へ行こう！キャンペーン」を12月21日から来年2月末まで、先着800名を対象に実施いたします。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅季楽里あさひは、10月17日に創業7周年を迎えました。コロナ禍であることに配慮し、短期間に集客するイベントではなく、10月中に来場された方に新米や花をプレゼントするなど様々な催しを開催し、多くの来場者を楽しんでいただきました。また、11月1日から8日の海と灯台ウィークでは、灯台に関連したイベントが全国各地で実施され、本市でも道の駅では灯台カレーを、おひさまテラス内のカフェでは灯台パフェをそれぞれ提供し、相互の商品紹介を行うなど連携してPRを行い、大変好評をいただきました。今後も魅力的なイベントを企画し、関係人口の増加や産業振興に努めてまいります。

次に、定住促進について申し上げます。

本市への移住・定住に関する相談窓口として、10月に旭市移住サポートセンターを旭市観光物産協会内に開設し、移住相談員として地域おこし協力隊を1名委嘱いたしました。今後は、移住希望者に対するオンライン相談の支援や、ホームページ、SNSを活用した情報発信など、市と連携した移住・定住の促進に努めてまいります。

また、次に社会福祉について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見合わせていた旭市戦没者追悼式については、10月20日に東総文化会館において挙行いたしました。ご遺族、ご来賓の皆様113名の参列をいただき、戦没者1,864御柱、戦災死没者58御柱、香取航空基地から戦場に飛び立ち帰らぬ人となった戦没者1,168御柱の御霊に対し、心より哀悼の意をささげました。

次に、子育て支援について申し上げます。

公立保育所の再編については、関係者の皆様のご理解の下、中央第二保育所とゆたか保育所の統合に向けた準備を進めております。現在、統合保育所の設計業務委託契約を締結し、建設予定地の地盤調査や園舎等の設計内容について協議を進めており、令和7年4月の開所を目指してまいります。また、干潟保育所については、平成20年度から指定管理者制度により運営してまいりましたが、令和5年4月に施設を譲渡した上で完全民営化を予定しており、関連する議案について本定例会に提案したところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

小・中学校の再編については、干潟地域の小学校の保護者を対象とした学校再編基本方針の説明会を、11月22日に萬歳小学校、11月24日に中和小学校で実施いたしました。12月2日には古城小学校を予定しており、説明会後には保護者アンケート及び地域説明会を実施いたします。今後も、保護者や地域の皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。

次に、生涯学習について申し上げます。

本市の成人式については、本年4月から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、これまでどおり20歳を対象に「二十歳のつどい」として、来年1月8日に東総文化会館大ホールにて開催いたします。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

本年度からの新しい事業である日本一身近な海づくり推進事業と、あさひスポーツフェスティバルを10月23日に開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、日本一身近な海づくり推進事業では定員を上回る86人、あさひスポーツフェスティバルでは各会場合わせて1,163人が参加し、子どもから大人まで多くの方にスポーツを楽しんでいただきました。今後は、12月18日に旭市民駅伝大会が東総運動場で、また来年2月5日には旭市飯岡しおさいマラソン大会が、しおさいスタジアムをメイン会場として開催されます。皆様のご声援をお願いいたします。文化の杜公園庭球場については、クレートコートから人工芝への改修工事が9月末に完了いたしました。今後は、機能性を高めた施設として、より多くの方に利用していただけるよう周知してまいります。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

千葉県により進められている銚子連絡道路については、10月に関係地区の方々に説明会が実施され、現在は計画ルート周辺の詳細な地形を把握するための測量調査が実施されているところです。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業の旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の両事業については、詳細設計業務を進めている中で各地区の地形特性を把握し、効果的な排水計画の策定に取り組んでいるところです。蛇園南地区排水路整備事業については、国道126号バイパスに隣接する約160メートルの予定区間に工事着手し、年度内の完成を目指して順調に進捗しているところです。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

秋のごみゼロ運動については、10月の1か月間をごみゼロ運動月間として、期間中に各地域において実施していただきました。各区やボランティア団体など101団体から4,209名の参加があり、集められたごみの総重量は1万3,948キログラムでした。引き続き、きれいな旭をつくる会を中心として市民の皆様のご協力をいただきながら、道路、河川、海岸等、身近な地域環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、公共交通網の整備について申し上げます。

地域公共交通については、年度内に地域公共交通計画を策定するため、8月以降、市民や公共交通利用者アンケートなどの各種調査を実施いたしました。10月22日と23日には、公共交通に関する地域別意見交換会を市内4地域で開催し、各地区社会福祉協議会やPTA、中学生の皆様から、地域公共交通に対するご意見等を直接伺いました。今後は、調査結果やいただいたご意見等を基に、国や県、公共交通事業者や区長会、市議会等で構成された旭市地域公共交通会議で議論を重ね、市民のためによりよい地域公共交通の実現を目指し、計画を策定してまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、進行管理を行うためのPDCAサイクルの一つとして、昨年度の事業効果の検証等を行いました。10月7日には、総合戦略に記載している重点戦略の事業効果の検証について、市民の代表者で構成された旭市総合戦略推進委員会を開催し、委員の皆様からご意見を伺うとともに、評価に係る意見や市の対応等の概要を市のホームページで公表いたしました。今後も幅広くご意見等を伺いながら、人口減少対策の推進や持続可能な社会基盤の構築を図り、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

生涯活躍のまち「みらいあさひ」の取組を含めた市のPRを行い、移住につなげるため、9月25日に東京国際フォーラムで開催されたふるさと回帰フェアにブースを出展いたしました。11月には、本事業のPR冊子として「ニッポンどきどき探訪・多世代が集うまち千葉県旭市にどきどき」を作成し、都市部の郵便局で1万5,000部を配布いたしました。今後は、オンラインでの移住セミナーの開催等を予定しており、本市への移住促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、CCDプロジェクトについて申し上げます。

本市では、本事業を積極的に推進するために、庁内横断の旭市CCDプロジェクト推進チームを結成し、千葉大学医学部附属病院、ノボノルディスクファーマ株式会社の3者で連携協力して取り組んでおります。世界糖尿病デーの前日である11月13日には、プロジェクトチームの発案による糖尿病予防の啓発イベント「CCDフェスティバル」をイオンタウン旭で共同開催いたしました。当日は、体力測定会や給食レシピを活用した弁当の販売、健康相談会などを実施し、多くの市民の皆様に参加いただいたところです。今後も、糖尿病対策のた

めの様々な取組を関係団体とも連携して実施していきながら、市民の健康意識の醸成を図ってまいります。

次に、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取組として、今年度新たに企画した市民と市長との対話集会の第2弾となる、高校生との座談会を11月8日に開催し、市内2校の生徒とともに旭の未来を考える意見交換を行いました。今後も市民の皆様の声を生かした市政に向け、継続して対話の機会を設けてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第1号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2億300万円を追加し、予算の総額を320億1,100万円とするものです。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、この後ご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍事務費477万4,000円は、今回補正を計上しているマイ

ナンバー制度における戸籍情報の情報連携のためのシステム改修に係るもので、国の補助金交付決定後に実施する事業であることから、年度内の事業完了が困難であるため繰越明許費を設定するものであります。

少し飛びまして、9ページをお願いいたします。

歳入について順を追って説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

12款1項3目教育費負担金609万4,000円の減は、右側になります説明欄1、学校給食費負担金の減で、県の実施する学校給食費無償化支援事業に合わせ、第3子以降の学校給食費無償化の範囲を拡充するため、無償化の対象者増加分の学校給食費負担金を減額するものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金477万4,000円の増は、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増で、マイナンバー制度における戸籍情報の情報連携のためのシステム改修費用に対する補助金です。

15款2項8目教育費県補助金416万円の増は、説明欄1、千葉県公立学校給食費無償化支援事業費補助金の増で、県が来年1月から実施する第3子以降を対象とした学校給食費無償化に対する補助金です。

16款1項2目利子及び配当金467万7,000円の増は、説明欄1、公共施設等整備基金利子の増によるもので、国債の運用に伴い増となる公共施設等整備基金の運用利子を増額するものであります。

10ページをお願いいたします。

18款2項1目財政調整基金繰入金1億8,498万3,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

3目地域振興基金繰入金1,050万円の増は、移住・定住促進事業に係る補正財源として地域振興基金からの繰入金を計上するものです。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出になります。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費120万円の増は、説明欄1、議会関係職員給与費の増で、人事院勧告等を踏まえた期末勤勉手当0.1月分の増などのほか、人事異動などに伴う給料等の人件費の増となっております。

なお、以下の各款に計上しております人件費の補正につきましては、特別職も含め人事院勧告等を踏まえた職員の期末勤勉手当の増額や、人事異動等に伴う款ごとの人件費の組替えによる増減でございますので、説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費154万3,000円の減は、説明欄1と説明欄2の人件費に係る補正及び説明欄3、公共施設等整備基金積立金467万7,000円の増で、これは、国債の運用に伴い公共施設等整備基金の運用利子が増となることから、その分の積立金を増額するものであります。

2目人事管理費150万2,000円の増は、説明欄1、人事管理事務費の増によるもので、これは、常勤職員の育児休業等の取得時に任用する会計年度任用職員について、当初の見込みよりも任用者数が増加したことから、一般職報酬を増額するものであります。

12ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費288万2,000円の増は、説明欄1、広域情報ネットワーク運用事業の増によるもので、電柱の支障移転の増加に伴い、共架している広域情報ネットワーク伝送路の移設費用が不足することから、事業費を増額するものであります。

10目地域振興費1,050万円の増は、説明欄1、移住・定住促進事業の増によるもので、定住を目的とした本市への転入者に対する定住促進奨励金の申請者が増加したことから、事業費を増額するものであります。

11目諸費1億5,048万6,000円の増は、説明欄1、国庫支出金等返還費の増によるもので、過年度分の国県支出金の精算に伴う返還金の増であります。

13ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費13万3,000円の増は、説明欄1の人件費の減額補正及び、説明欄2の戸籍事務費477万4,000円の増によるもので、これはマイナンバー制度における戸籍情報の情報連携のためのシステム改修に係る費用です。

14ページをお願いいたします。下段のほうになります。

3款1項1目社会福祉総務費452万4,000円の減は、説明欄1の人件費の減額補正及び説明欄2、あさひ健康福祉センター運営事業171万5,000円の増によるものです。これは、燃料価格の高騰に伴うガス料金及び電気料金の大幅な値上げに対応するため、あさひ健康福祉センターに係る光熱水費を増額するものであります。

少し飛びまして、17ページをお願いいたします。一番下になります。

4款1項4目環境衛生費660万6,000円の増は、説明欄1の人件費の増額補正及び、18ペー

ジをお願いいたします。説明欄 2、火葬場運営事業260万6,000円の増によるもので、燃料高騰によるガス料金の値上げに伴い、みたま苑旭に係る燃料費を増額するものであります。

少し飛びまして、23ページをお願いいたします。

10款 5 項 3 目学校給食費3,516万2,000円の増は、説明欄 1 の人件費の増額補正及び説明欄 2、第一学校給食センター運営費1,708万7,000円の増、説明欄 3、第二学校給食センター運営費677万1,000円の増によるものです。このうち第一学校給食センター運営費は、ガス燃料の値上げに伴う光熱水費755万2,000円と物価上昇による給食用食材費の値上がりに伴い不足します賄い材料費953万5,000円を増額するものであります。第二学校給食センター運営費は、給食用食材費の値上がりに伴い不足する賄い材料費677万1,000円を増額するものであります。

歳出の説明は以上となります。

24ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

1、特別職の表につきましては、表の下の方の比較の行をご覧ください。

長等（市長、副市長、教育長）の期末手当23万2,000円の増は、期末手当の年間支給率を0.1月分引き上げることによる影響額です。なお、その下の議員の期末手当につきましては、支給率の引上げに伴う予算不足が生じないため、補正は計上してございません。

25ページをお願いいたします。

2、一般職。（1）総括の表です。

上の表の比較の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた期末勤勉手当の引上げによる影響額と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、一般職の合計は1,263万9,000円の増となっております。

給与費明細書については以上となります。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号から議案第14号までと議案第17号の14議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 議案第 2 号から議案第14号及び議案第17号の14議案につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 2 号、旭市個人情報保護法施行条例の制定について補足説明を申し上げます。

す。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定によりまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体については令和5年4月1日から法が直接適用されることとなりました。各地方公共団体においては、国に先行して各団体の条例等により個人情報保護制度を運用してきたところですが、法が直接適用されることにより、法と重複する事項や矛盾する事項を条例で規定することができなくなるため、いずれの団体も現行条例の改廃が必要となります。

本議案は、現行条例を廃止し、新たに法の施行に係る必要な事項を定める条例を制定するものであります。

それでは議案の条文をご覧ください。

第1条は、条例の趣旨について規定するものです。

第2条は、条例において使用する用語及び実施機関の定義について規定するものです。

第3条は、個人情報ファイル簿に係る独自の記載事項について規定するものです。

第4条は、保有個人情報の開示義務について規定するものでありまして、公務員等の氏名について法が定める不開示情報から除外するものです。

第5条は、手数料等についてでありまして、開示請求に係る手数及び実費の負担についてはいずれも従前と同じ取扱いとし、手数料を無料、コピー代や郵送料は請求者の負担とするものです。

第6条は、本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置についてでありまして、委任による代理人からの開示、訂正等の請求について、特に必要と認める場合、本人の意思を確認することができるものとするものです。

2ページをご覧ください。

第7条は、審議会への諮問についてでありまして、この条例の改廃等、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認めるときは、審議会に諮問することができるものとするものです。

第8条は、運用状況の公表について規定するものです。

第9条は、委任について規定するものです。

附則第1項は、この条例の施行日を改正法の施行日とするものです。

附則第2項は、現行の旭市個人情報保護条例を廃止するものです。

附則第3項から附則第9項までは経過措置に関する規定でありまして、附則第3項は旧条

例による市職員及び委託業者に係る守秘義務について、附則第4項は施行期日前になされた開示請求等について、附則第5項は施行日前になされた旧審議会への諮問について、附則第6項は旧審議会の委員に係る守秘義務について、附則第7項から附則第9項は罰則について、それぞれ規定するものであります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、旭市個人情報保護審議会条例の制定について補足説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に法が直接適用されることになったことに伴い、個人情報の保護に関する法律及び旭市個人情報保護法施行条例並びに旭市議会の個人情報保護に関する条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、旭市個人情報保護審議会を設置することといたしました。

本議案は、この審議会の設置に関し必要な事項を定めるものであります。

それでは議案の条文をご覧ください。

第1条は、審議会の設置について規定するものです。

第2条は、実施機関及び保有個人情報の定義について規定するものです。

第3条は、所掌事務についてでありまして、審査請求に係る諮問に応じ調査審議すること、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときの諮問に応じ、調査審議することなどを所掌事務とするものです。

2ページをご覧ください。

第4条は、審議会の委員の人数、任期、守秘義務が課されることを規定するものです。

第5条は、会長及び副会長の設置等について規定するものです。

第6条は、会議についてでありまして、会長が招集して議長となること、会議は非公開とするが答申は公表することを規定するものです。

第7条は、審議会の調査権限等についてでありまして、審査請求に係る諮問をした実施機関に対し保有個人情報の提示を求めること、審査請求人や実施機関などに意見書や資料の提出を求めること、その他必要な調査をすることができるものとするものです。

3ページをご覧ください。

第8条は、審議会における事案の取扱い等についてでありまして、審査請求人や実施機関から申出があったときは口頭意見陳述や意見書の提出を求めることができること、審査請求人や参加者は、審議会に提出された意見書や資料について閲覧や複写を求めることができる

ものとするものです。

第9条は、審議会の庶務は総務課で処理することとするものです。

第10条は、委任について規定するものです。

附則第1項は、この条例の施行日は改正法の施行日とするものです。

附則第2項は、経過措置についてでありまして、旧審議会の委員は、この条例の施行日にこの条例の審議会の委員として任命されたものとみなすものです。

附則第3項は、委員の任期の特例についてでありまして、この条例の施行日以後に初めて任命される委員の任期は、令和5年4月30日までとするものです。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

○総務課長（小倉直志） それでは、続きまして、議案第4号から議案第10号までの補足説明を申し上げます。これらの議案につきましては、令和3年6月に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律に基づく、職員の定年引上げに関する条例改正が主なものでありまして、関連しておりますので一括して補足説明を申し上げます。

条例改正の要因となりました令和3年改正地方公務員法の主な内容については、大きく5点ございます。

1点目は、令和5年4月1日から職員の定年を段階的に引き上げるものでして、具体的には、職員の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、現行の60歳から65歳に引き上げるものです。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制の導入です。管理監督職の勤務上限年齢を60歳と定め、管理職で60歳に達している職員を原則、翌年度の4月1日までに管理職以外の職へ降任させる制度、いわゆる役職定年制を導入するものです。

3点目は、60歳に達した日以後で定年前に退職した職員を定年退職日まで短時間勤務の職

で再任用することができる、定年前提任用短時間勤務制度を導入するものです。

4点目は、定年引上げに伴い現行の再任用制度を廃止し、定年が段階的に引き上げられる経過期間において65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置するものです。

最後に、5点目ですけれども、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後に適用される任用や給与等の情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認する制度を導入するものです。

これらの趣旨に伴い、議案第4号から議案第10号について、新旧対照表をご用意いただきたいと思います。新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

議案第4号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、現行の再任用職員に関する規定を、定年前提任用短時間勤務職員に関する規定に改めるものです。

続いて、2ページをお願いいたします。

議案第5号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、主に管理監督職勤務上限年齢制が導入されることにより、第2条、降給の種類として降格や降号等を新たに規定し、第3条、第4条では、降格及び降号の事由を規定するものです。

なお、議案第4号と議案第5号の施行日については、令和5年4月1日とするものです。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第6号、旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、この条例改正案が定年引上げの根幹となるものでありまして、各制度の導入に伴い目次と章を新設するものです。

第1章、総則は第1条、趣旨とし、令和3年改正地方公務員法の規定を追加しております。

第2章、定年制度は第2条から第5条とし、第3条、定年の第1項で、定年年齢を現行の60歳から65歳とし、第2項では、医療業務に従事する医師について現行の65歳から70歳としております。

次に、6ページをお願いいたします。

第4条の、定年による退職の特例は改正以前から規定されているものですが、他の特別な事由と整合を図るため文言を整理するものです。

次に、7ページをお願いいたします。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制は第6条から第11条とし、第6条では、対象となる管理監督職の範囲を、管理職手当を支給される職員の職とすることを規定し、第7条では、管理監督職勤務上限年齢を60歳とすることを規定するものです。

第8条は、8ページまでですが、管理監督職勤務上限年齢による降任等を行うに当たりまして、遵守すべき基準に関する事項を規定するものです。

次に、9ページをお願いいたします。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等をすべき職員につきまして、事由により、1年を超えない期間内で異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務させることができることを規定するものです。

次に、10ページをお願いいたします。

第10条では、異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを規定するものです。

第11条では、異動期間を延長した場合において、当該異動期間を延長する事由が消滅した場合には、管理監督職勤務上限年齢制による降任をすることを規定するものです。

続いて10ページの下から11ページにまたぎますが、第4章、定年前再任用短時間勤務制は第12条、第13条とし、第12条では、60歳以上で退職した職員は定年引上げ後の定年退職相当日までの間、短時間勤務の職に採用することができることを規定するものです。

第13条では、市が加入する地方公共団体の組合の退職者においても、第12条と同様に採用することができることを規定するものです。

続いて11ページ、下側になりますが、第5章、雑則は第14条とし、必要な事項は別に定めること、いわゆる委任条項を規定するものです。

章の新設は、以上の第1章から第5章までとなります。

続いて附則は、11ページ下側から12ページにまたぎますが、定年に関する経過措置として、第3項、第4項では、定年引上げが完成する令和13年度までの間、2年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げることを規定するものです。また、情報の提供及び勤務の意思の確認として第5項では、当分の間、職員が年齢59歳に達する年度に、当該職員が60歳に達する年度以後に適用される任用、給与等の情報を提供するとともに、その職員の勤務の意思を確認するよう努めることを規定するものです。

次に、お手数ですが、当該条例の改正文をご用意いたします。

改正文の 6 ページ下側から、附則について説明いたします。

第 1 項の施行期日については令和 5 年 4 月 1 日とし、附則第 25 項の規定については公布の日とするものです。

続いて、6 ページから 7 ページの第 2 項から第 4 項までは勤務延長に関する経過措置を規定するものです。

続いて、7 ページから 11 ページの、第 5 項から 16 項までは定年退職者等の再任用に関する経過措置を規定するものです。

続きまして、11 ページから 13 ページの、第 17 項から第 23 項までは令和 3 年改正地方公務員法の附則第 8 条に伴いまして規定するものです。

続きまして、13 ページの第 24 項は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を規定するものです。

最後の第 25 項は、令和 3 年改正地方公務員法の附則第 2 条第 3 項の規定に伴いまして、施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に条例で定める年齢に達する職員の年齢を 60 歳と規定し、令和 4 年度中でも必要な情報提供、意思確認が行えるよう、施行日を公布の日とするものです。

新旧対照表にお戻りいただきたいと思います。

新旧対照表の 14 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、主に定年前再任用短時間勤務制と管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、第 2 条第 2 項を改正するものです。

次に、15 ページをお願いいたします。

議案第 8 号、旭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、第 3 条の減給の効果を改正するものです。

次に、16 ページをお願いいたします。

議案第 9 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、現行の再任用職員に関する規定を、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改めるものです。

次に、19 ページをお願いいたします。

議案第 10 号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、

主に管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴うものと、現行の再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改めるものです。

なお、議案第7号から議案第10号までの施行期日については、令和5年4月1日とするものです。

続きまして、議案第11号及び議案第12号につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく、一般職の職員の給与改定に合わせての期末手当の改正であります。

まず、議案第11号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の22ページをお願いいたします。

改正条例の第1条は、現行条例第5条における期末手当を改正するもので、令和4年12月期の改正期末手当の支給率を100分の215から100分の225に改め、100分の10引き上げるものです。これにより、年間支給率は100分の430から100分の440となります。

次に、23ページをお願いします。

改正条例の第2条関係は、ただいまの第1条関係と同じく現行条例第5条における期末手当の改正でありまして、令和5年度以降の期末手当の支給率を、6月期及び12月期ともに100分の220に改め、年間支給率を100分の440とするものです。

なお、条例の施行期日は、令和4年度分を規定する第1条関係については公布の日とし、令和5年度以降を規定する第2条関係については令和5年4月1日とするものです。

次に、24ページと25ページになります。

議案第12号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第11号と同様に期末手当の支給率を改正するもので、改正内容も議案第11号と同様のものとなります。

続きまして、議案第13号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の26ページをお願いいたします。

改正条例の第1条関係です。これは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、現行条例第27条第2項中における勤勉手当を改正するもので、(1)第1号は、常勤職員における令和4年12月期の勤勉手当の支給率について現行の100分の95から100分の105に改め、100分の10を引き上げるものです。これにより、常勤職員の期末勤勉手当の年間支給率は100分の430から100分の440となります。

(2) 第2号は、再任用職員についてでありまして、現行の100分の45から100分の50に改め、100分の5引き上げるものです。これにより、再任用職員の期末勤勉手当の年間支給率は100分の225から100分の230となります。

次の27ページから37ページにかけての別表第1の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額の上上げを行うものです。

飛びまして、38ページをお願いいたします。

改正条例の第2条関係です。改正の趣旨は大きく3点ございます。

1点目は、高齢層職員の昇給制度に伴う改正です。これは55歳を超える職員が対象でして、標準の勤務成績で1号給昇給できることとしていたものを廃止し、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行うこととするものです。

2点目は、39ページから47ページにわたり関連するものですが、職員の定年引上げに伴いまして、60歳を超える職員の給与に関する取扱いを新たに規定し、国家公務員の取扱いに準じ給料月額を60歳前の7割水準に設定することと、現行の再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改めるものです。

3点目は、先ほどの第1条関係と同じく、41ページの現行条例第27条第2項中における勤勉手当の改正でありまして、令和5年度以降の勤勉手当について、常勤職員及び再任用職員ともに6月期と12月期の支給率を平準化するものです。

なお、施行期日は、第1条関係については公布の日とし、令和5年度以降を規定する第2条関係については令和5年4月1日とするものです。

次に、48ページと49ページをお願いいたします。

改正条例の第3条及び第4条関係で、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

現行条例第8条第2項の特定任期付職員とは、弁護士等の高度の専門的な知識経験を有する職員でありまして、現在、本市においてはこのような任期付職員は採用しておりません。しかしながら、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、県に合わせた改正を行うものです。

続きまして、議案第14号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

新旧対照表の50ページをお願いいたします。

改正条例の第1条関係です。

これは、現行条例第3条におけるフルタイム会計年度任用職員の給料について、常勤の一般職の行政職給料表に準ずる形で、別表第1として給料表を、別表第2として級別標準職務表を新設するものです。別表につきましては51ページから55ページとなっております。

次に、56ページをお願いいたします。

改正条例第2条関係ですけれども、現行条例第13条におけるフルタイム会計年度任用職員の期末手当と、第22条におけるパートタイム会計年度任用職員の期末手当について、勤勉手当の支給率が引き上げられる常勤職員との均衡を図る観点から改正するものです。

令和5年度以降の期末手当の支給率について、常勤職員と同一としていたものを別に定めることとし、6月期及び12月期とも現行の100分の120から100分の125に改め、年間支給率は100分の240から100分の250となります。

57ページから61ページにかけての別表第1の給料表につきましては、給与改定後の常勤職員の相当額に引上げを行うものです。

なお、施行期日は令和4年度分を規定する第1条関係については公布の日とし、令和5年度以降を規定する第2条関係については令和5年4月1日とするものです。

最後に、議案第17号、旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例については、職員の定年引上げに伴い、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置することを、議案第6号の旭市職員の定年等に関する条例の一部改正で規定することとなりますので、現行の再任用制度を廃止するものであります。

施行期日は令和5年4月1日とするものです。

以上で、議案第2号から議案第14号まで及び議案第17号の14議案の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 多田英子 登壇）

○子育て支援課長（多田英子） 議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

現在、市内13か所に設置されている公立保育所のうち、旭市立干潟保育所については、平成20年度から指定管理者制度により学校法人旭鈴木学園に運営を委託し、利用者から高い評価を得ております。

今後、施設を民営化することにより、さらなる保育の質の向上や施設整備費などの市の負担軽減が見込まれるため、学校法人旭鈴木学園に施設を譲渡した上で、令和5年4月1日から私立保育所としての運営を予定していることから、本条例から旭市立干潟保育所を除くものであります。

新旧対照表の62ページをご覧ください。

本条例第2条の表中から、旭市立干潟保育所の項目を削除するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとなります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 議案第16号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の63ページをお願いいたします。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律に基づく定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、第2条及び第20条の現行の再任用職員を規定している条項を、定年前再任用短時間勤務職員を規定している条項に改正するものです。

条例の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第18号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長 向後 稔 登壇）

○教育総務課長（向後 稔） 議案第18号、工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。

契約を変更する工事は、旭市立第二中学校特別教室棟大規模改造工事であります。

本工事は、総合評価方式一般競争入札で、5月6日に公告、6月14日に開札し、落札者である千葉県旭市ニの528番地、阿部建設株式会社と6月21日に契約を締結した工事で、6月22日から着手し現在施工中であります。

主な変更理由といたしましては、当初アルミサッシの改修工事について既存のサッシを有効活用することとしたため、積算には部分的な補修工事のみ計上しておりました。しかし、

老朽化状況や防水の状態について、外部より詳細な調査が必要な部分について確認できなかったため、外部足場設置後に改めて全てのアルミサッシについて調査を実施したところ、上層階になるほど日光や風雨の影響が大きく、老朽化が激しいことが分かりました。これにより、施設を長寿命化するため、戸車交換及びサッシ防水処理のシーリングの打ち替えなどが必要となったものであります。

以上のことから、当初の契約金額の1億3,805万円を1億6,179万200円に変更するに当たり、令和4年11月16日付けで仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第19号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 高根浩司 登壇）

○環境課長（高根浩司） 議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

去る令和4年7月27日、環境課の会計年度任用職員が、ごみの回収業務のため市の公用車を運転して旭市川口1番4付近を走行中、一旦停車して後方確認後に後退した際、後方に停車していた車両に気づかず、相手の車両前方、フロント部に衝突した際に発生した損害に対し、相手方との交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額が114万1,800円となるため、議会の議決を求めるものです。

なお、損害賠償につきましては、全額が全国市有物件災害共済会から支払われますことをご報告いたします。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 金杉高春 登壇）

○体育振興課長（金杉高春） 議案第20号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

旭市社会体育施設の指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第20条の規定によりまして、指定管理者の公募を行い、市民の代表及び学識経験者等を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会において審査をいたしました。

審査の結果、代表団体が東京都品川区東品川四丁目10番1号、コナミスポーツ株式会社、代表取締役、室田健志。構成団体として、大阪府中央区南船場二丁目3番2号、イオンディライト株式会社、代表取締役、濱田和成。以上の2者で構成するグループ名「あさひスポーツまちづくりパートナーズ」が管理運営業務に適当な候補者として選定されたことにより、旭市社会体育施設の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 向後利胤 登壇）

○市民生活課長（向後利胤） 議案第21号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和5年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり議会の意見を求めるものです。

議案第21号で推薦したい方は、旭市飯岡2471番地4にお住まいの佐藤一則氏、昭和30年5月2日生まれの方です。佐藤一則氏は長年にわたり市職員として市行政に携わっており、豊富な知識と経験をお持ちで、常に地域住民の視点に立ち住民福祉の向上に努めてこられました。温厚誠実な人柄で、地域における信望も厚く委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 45 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部より発言を訂正したい旨の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 先ほど、議案第20号、指定管理者の指定の補足説明の中で、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第2条のところを、私の説明では第20条と申し上げてしまいました。第2条に訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れなしと認めます。

ただいま、発議案に伴う追加日程について議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和4年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）、本日この11月30日水曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（木内欽市） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） 発議第1号、旭市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律が令和3年に改正され、令和5年4月1日から地方議会が法律の適用外となることから、旭市議会が保有する個人情報を保護するため、新たに議会独自の条例を制定するものです。

以上、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は12月5日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時51分